

精密工学会北海道支部 旅費規程

第1条 本規程は、会務のため出張する委員、もしくは講演会等への出席者に支給する旅費・交通費について定める。

第2条 旅費は最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算し、全額又は一部を支給する。

但し天災その他やむを得ない事由により、前項により難き場合は、その経路及び方法によって計算する。

第3条 本規程が対象とする運賃は、毎年4月の運賃内容で確認するとともに、料金改定が行なわれた場合には、すみやかに対応する。

第4条 旅費の算定は、次の通り行なう。

(1) 旅費の基本算定は、支給対象者住所の最寄りの駅から出張先までの鉄道運賃、及び特急乗車が可能な場合は自由席特急往復料金とする。なお自由席特急往復割引きっぷ（Sきっぷ）もしくは指定特急往復割引切符（Rきっぷ）が可能な区間ではこの運賃を支給する。

(2) 原則的に宿泊費は支給しないが、複数の日数にまたがる会務の場合は北海道支部幹事会で判断して支給する。

(3) その他の旅費に関しては北海道支部幹事会で判断して支給する。

第5条 予期せぬ事態により、会務のための出張を取りやめた場合に生じる旅費のキャンセル料は、領収書を提出の上、実費を支給する。

第6条 委員が北海道支部の代表として出席する本部主催の会議（支部長会議など）への参加のための旅費は、北海道支部幹事会判断の上、各会議につき最大2名分を支給する。

附則

この規程は、平成19年8月25日より施行する。

この規程は、令和2年3月6日より施行する。